

|   |  |
|---|--|
| 審議会等名称  | 第 22 回神奈川県障害者施策審議会   |
| 開催日時  | 平成 30 年 9 月 7 日（金曜）9 時 30 分から 11 時 45 分  |
| 開催場所  | かながわ県民センター 305 会議室   |
| 出席者   | ◎堀江会長、○堀越副会長、河原委員、鈴木委員、猿渡委員、小山委員、野口委員、須貝委員、堤委員、戸井田委員、安藤委員、伊部委員、六反委員、赤坂委員、在原委員、小川委員、徳田委員、杉山委員 |
| 次回開催予定  | 11 月 26 日（月曜）  |
| 問合せ先  | 障害福祉課調整グループ 伊藤<br>電話 0 4 5（2 1 0）4 7 0 3                      F A X 0 4 5（2 0 1）2 0 5 1      |
| 会議記録  | 発言記録：要約                      要約した理由：委員会の申合せ  |
| 会議の概要   | 以下のとおり   |
| <p>県福祉部長あいさつ</p> <p>（堀江会長）<br/>前回の審議会で事務局に依頼しておりました、障がい者雇用の関係の報告をお願いしたいと思っております。事務局からお願いします。</p> <p>（事務局）<br/>参考資料に基づいて説明。</p> <p>（堀江会長）<br/>この件に関して何か質問はあるでしょうか。</p> <p>（小川委員）<br/>検討会構成委員に、なぜ障害福祉課長を入れていないのでしょうか。本来、障がい者の雇用は、例えば、高齢・障がい・求職者雇用支援機構が各地にもっている地域障害者職業センターが援助していると思うのですが、それは民間事業に対してであって、公務員に対してはプログラムを持っていない。なぜならば、官公庁は範を示す立場にあるからだと思います。神奈川県は神奈川県にある障がい者雇用担当の方は、当然、県の職員の合理的な配慮等をきめ細かくやることによって、そのパーセントを持っていくということになるかと思うのですが、そういうことを知らない、十分に理解していない構成員だけでよいのでしょうか。</p> <p>（鈴木委員）<br/>3 点あります。一つは、ロクイチ調査の関係、神奈川県で雇用している障がい者の中に、障がい別、いわゆる「3 障がい」ということではなくて、例えば身体障がい者のなかで細かく言えば、視覚障がい、聴覚障がいという分野での人数がどれぐらいいるか、後ほど教えてほしい。</p> <p>2 点目、これだけの対策をするという中で、拙速に、慌てて人数を雇用すればいいということではなくて、もうこうなった以上は、すぐにやっても雇用率は回復しないというのは分かるので、ぜひ計画を立てるときに、無理やりではなく、きちんとした計画でお願いしたい。</p> <p>3 点目が、今まで、電話交換という職種は、視覚障がいの女性とかが結構多くやっていたのですが、全部それを外に出してしまった、外注してしまった、ということで、そこで雇用率が確保できなくなったということも見られる。今まで県庁で雇用していた職種等を外注するのではなく、障がい者雇用の中で取り組んでいただきたい、ということ。以上 3 点です。</p> |  |

(堤委員)

一点目は、冒頭にあったなかで、「ガイドラインに則った」という報告がありましたが、この「ガイドラインに則った」というのは、障がい者手帳の所持者と、医師の診断書を取った方、ということではよろしいのか、そこを確認したい。

二点目は精神障がい者の場合、今、問題になっているのは就労はするけど、長続きしないということ。向精神病薬を服薬せざるを得ないことから、どうしても症状に波が出ます。受入側も、従業員の方に精神特性の教育及び合理的配慮の必要性についての理解を深めていただくことが大事なことです。厚労省平成28年障がい者雇用状況集計結果によると、各障がい別の労働人口に占める就業者数と比率は、身体障がい者33万人(29.7%)、知的障がい者11万人(26.8%)、精神障がい者4.2万人(2%)と精神障がい者は極めて低いことが歴然としており、定着支援に力を注ぐことが一番だと思います。神奈川県でも精神障がい者の募集が始まりありがたいことですが、ぜひ、受入部門職員の方への障がい特性の教育と合理的配慮の必要性についての理解を深めていただく等、受入体制の整備を取っていただきたい。

(徳田委員)

障がい者雇用促進法の問題についてですが、今回の件では、一つは、水増し報告というのは、もちろんとんでもないということで、問題視されるべきことではあるのですが、実は、障害者雇用促進法の問題については、それだけにとどまらずに、雇用率の対象、算定の対象、「手帳を持っている」障がいがある人に限っているというのが問題、というのがあろうと思います。権利条約、社会モデルの観点からすると、障がいは、手帳を持っているから明らかに障がいがある、というのではなく、障がいのある方は等しく扱われるべきと思うのですが、昨今の雇用を見ると「手帳を確認しなかったことがけしからん」ということが多くて、ただ、こういった観点から今後を考えた場合に、「手帳を持っていればいいんだ」「手帳を確認すればいいんだ」というような流れになっていくことが問題があるのではないかな、と危惧しているところです。もちろん、現行法上で、手帳を持っていないと、水増し報告をするということ自体はあってはならないことだと思うのですが、今後の障がい者雇用の在り方として、社会モデルの先駆けとして、手帳の有無に関わらず障がいのある方を広く雇用していくという方向での検討をしていただきたいな、と。県の考え方について質問したいと思っています。

(鈴木委員)

もう一点追加です。分からないのですが、障害者手帳を持っている人は、自分が障がい者だと思っているからいいと思う。手帳を確認しないで障がい者だと言われていた人たちがいるのではないかと思います。その人たちは自分が障がい者としてカウントされているということを知っていたのですか。もし、そうではなくて、「僕、障がい者じゃないよ」と思っている人が障がい者にカウントされていたら、それはとんでもない。人権侵害のような気がするのですが、このところを本人たちはご存知だったのですか。そこを疑問に思うところです。

(堀越委員)

私は二つあります。一つは、教育委員会の関係のカウントが誤りであった、という数値が知事部局等に比べると大きいのですね、他県も。これは何か、教育委員会独特の、たくさんの学校を掌握している関係から組織上、確かにそういうことがあるのか。学校という一括りの現場で、子どもたち、児童、生徒が大人に接する場ですよね。ここでどのように障がいを持っている方たちのことを捉えておられるのかな、ということが気になっておりまして、教育委員会関係の数値が大きい要因が何か思い当たるのであれば、それを教えてほしいと思います。

もう一点は、鈴木委員がおっしゃっていたことに関係するのですが、私がソーシャルワーカーとして働いていたときに、病気や働きづらさを身体的、精神的にかかえている方を、雇用でお願いしようと思っていたときに、「手帳は取れますか。手帳を取りさえすれば、雇用率に換算できるから仕事が探せますが、手帳が取れなければ難しいです。」と言われたケースがございました。手帳を持っている、持っていないだけが働きづらさではないので、確かに、今の規定、制度は、手帳の制度ですので、手帳で数値を計算していかなければいけないし、それが誤った報告だったというのは、これは問題だとは思いますが、しかし、本人たちが承知のうえで、もしご自分たちが働きづらさの中でカウントされていたという方がおられるのであれば、どういう身体的、精神的な状況であったか、そういう人たちを本質的にインクルーシブに雇用していたと、ポジティブな面があるのであれば、それはそれで、今後の在り方なのか、という気がします。きめの細かい把握といいますか、実態を丁寧に捉えていただいて、逆に手帳制度を、神奈川県がこうしたいというのが出せるのであれば、それも一つの方法かと思っています。

(事務局)

一番初めの検討会の構成員になぜ障害福祉課長を入れていないのかということですが、検討会が、先ほど申し上げましたように今回の不適切な事務処理の原因究明というところが大きな会の趣旨としてございます。構成員としては、各任命権者の人事所管課長ということで構成しておりますけど、今後の検討会での検討の内容によっては障害福祉課や雇用対策課にも出席をお願いしまして、協力をいただきながら検討を進めていきたいと考えております。それから2番目のご質問で、障がいの種別の内訳は後ほどということでした。それから慌てることなくきちんと計画を立ててという貴重なご意見ありがとうございました。電話交換の件ですけれど、現在も県庁で電話交換の専門職として視覚障がいの職員を雇用しておりますが、以前と比べると少し規模が小さくなっているというのは確かかもしれません。外注ではなく雇用の中でやっていくべきというご意見がありましたので、そのような意見として承りまして今後検討してまいります。それから手帳を持っていない人が算入されていたということですが、こちらは本人には国への報告に含めているということは伝えておりません。これは非常に申し訳なく思っています。ガイドラインに則った場合にはご本人の同意は取るべきところですが、例えば職場でご自分の障がいであるところがあるので、こういった配慮をしてほしいというような話があった場合、ご本人の障がいの程度で、所属なり人事当局側で対象となると判断してご本人の同意なく計上していた事案がございましたので、そこは本当に申し訳なく思っております。3番目ガイドラインに則った確認は、手帳と診断書による確認かということですが、身体障害者手帳、身体障がいの場合には指定した医師や産業医による診断書や意見書による確認を行っております。また、知的障がいの場合には療育手帳、精神障がいの場合は精神障害者保健福祉手帳による確認ということでガイドラインに則った確認というのはそのような確認になります。それから精神障がい者の雇用にあたっての受入体制の整備をしっかりとってほしいというような貴重なご意見もいただきましたので、ありがとうございました。それから算定の対象が手帳を持っている人に限っていることも1つの問題というお話がございましたが、今も障がい者雇用というのが障がい者の方を積極的に採用するということでもありますけど、障がいを持った方でも働きやすい職場環境の整備ということも大事なことで思っています。こちらは国の方でも今後検討されていくと思っておりますけど、手帳を持っている人を採用すればいいという問題ではないと思っておりますので、障がい者でも働きやすい環境の整備ということを本県でも職員に対しても当然やっておりますし、これからも取り組んでいきたいと思っております。

(事務局)

それから堀越副会長からのご指摘で、教育委員会が多いということですが、教育委員会は教員が神奈川県の場合は90%以上を占めるというような状況ですので、当然教員免許を取得している者のほとんどの方が対象になります。平成29年においては知事部局では2.3%、教育委員会は2.2%の法定雇用率ですので、そこは若干低く抑えられているところではございますが、一方で教員免許が必要ということで、職員総数についても除外率の適用というのは一定程度されているというところがございます。ただ、教員免許を保持している障がい者の方がどの程度いるのかというのが問題になってくると思います。職員の採用については、平成21年以降身体障がい者特別選考という形で、教育職員についても積極的に行っているところではございます。ただ受けていただく方が少ない状況でありますので、今後はそのところをしっかりと検討していかなければいけないなと思います。教員以外の職の引き上げということも考えられると思うのですが、如何せん母数として教員が90%以上という状況でございますので、そこは制度についても検討したいと思っております。

(事務局)

私も障害福祉課でこれまでの障がい者の自立、社会参加ということを推進してきておりますけれども今回の事件、こういう立場で残念であり、また県民の皆様、障がい者の皆様に対して本当に申し訳ないことであったと思います。今、人事課から検討組織の中に必要に応じて障害福祉課と雇用対策課も出席を求めるといような話もありましたので、そういうことも含めて今後とも障がい者雇用にも障害福祉課として力を尽くしていきたいと考えております。

(猿渡委員)

障がいのある私たちが働きやすいということは、体調に応じてフレックスを入れたり、必要な時に休めるような状況を作ったりというような環境が整備されている状況のことだと思います。民間とかでは職場介助が入っていますけど、公務員に関しては、中々職場介助が入ってなかったり、欠格条項とかの絡みがあるので手続きができないと採用されないとか、そういうことからいくと働きたいと思っても、働く意欲があっても現実的に働いていくことは難しいのかなと思っています。そういった中で、キルクとしては、心のバリアフリーについて研修を実施しておりますけれど、「心のバリアフリー」とか「障がいの理解」に関するお仕事いただいている中で感じる事として、企業や色々なところに、もっと障がいを持っている人が入った時にどういう配慮が必要かということ、県全体で、当事者や支援者が神奈川県にたくさんおりますので、そういうことを考えていく必要があるかと思います。それから県の障がい者雇用の問題で、検討組織の話がありましたが、組織委員の中に当事者が入っていないというのもどうかなと思いますので、障がい当事者だったり、家族会だったりオプザーバーとして検討会に入って、ヒアリングの時間を設け、是非その方達の意見を聞いて頂ける機会があったら良いのかなと感じています。

(堀江会長)

この問題は多分、全国で今同じような審議会で話題になっていると思います。同じような質問が出ていると思うので、問題はできるだけ早急に整理してまた返していただければと思います。

(鈴木委員)

これからの対応の中で、職員を直接雇用してください、という話をしましたが、これは国に要望してほしいのですけれども、元々、派遣会社から障がい者が来ても、カウントされな

いという実態があるのです。直接雇用しないと、その会社にカウントされないというのはいかがなものかと。だから、障がい者をいっぱい派遣してもらっていても、カウントされないから、企業は困っていたりするのです。だから、これは、公が雇用を水増ししたということだけではなくて、抜本的に、障がい者の人たちが働くということについての見直しを、障害者雇用分科会できちっと、派遣で来た人も、派遣先がカウントできるような仕組みを作らないとよくなるのかなと思うので、国の方で、これは要望してほしいと思っています。

(福祉部長)

色々ご意見いただきましてありがとうございます。今回、このような形で報告させていただきましたけど、これは先ほど人事課の方で話をさせていただきましたが、県庁全体で捉えていく問題だと思います。我々、障害福祉課をはじめ福祉部門は施策をしっかりと推進していく立場、皆様の声をしっかりと伝えていく立場としてこの会議に積極的に関わっていきたいと思いますし、先ほど徳田委員からご指摘いただいたように、根本的な数の問題もありますが、それ以上にしっかりとどのような形態で障がい者の皆さんに働いてもらえる環境を作っていくか、その中で色々な課題を与えられているものだと思っています。そういうものを含めて引き続き皆様から意見を聞きながら進めていきたいと思っていますので、本日はこのような形でご意見いただいて大変ありがたく思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

(堀江会長)

法定雇用率を設定していること自体が障害者権利条約違反なんです。国連から指摘を受けているくらいなので。それもちよっと県の方で、勉強してみてください。障がい者権利条約においては、法定雇用率が条約違反である。設置しちゃいけないのですよね。

では、次の議題に移りたいと思います。議題(1)の神奈川県障がい福祉計画に関する取組状況について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1に基づいて説明。

(堀江会長)

ご意見等いかがでしょうか。

(堤委員)

資料1の6ページにあります「入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する状況」のところ、表の下から2番目に長期在院者減少が1,143人とあります。毎回思うのですが、精神障がい者の方は10年～50年と長期で入院されている方がいらっしゃいます。こういう方の中には戻るところがないために病院に居るという社会的入院の方と、親や兄弟がいても高齢で面倒が見れないという方に二分されると思います。神奈川県においても、こういう方たちの受入れ先の整備を急げばもっと多くの方が地域生活への移行ができることとなります。ここで1,143人減少となっておりますが、この中に亡くなった方が結構おられるのではないかと思いますので、1,143人中死亡された方は何名かということに記載していただけないかと思います。例えば、平成28年度は何名亡くなったのか、29年度は何名亡くなったのかというのをデータとして残しておいてもらおうと今後の参考になるのではないかと考えています。

(堀江会長)

堤委員からこういった見えない現実があるのではないかということで意見をいただきましたが、事務局の方で何か意見はありますか。

(事務局)

ご指摘いただいた件は、市町村等からの集計したデータを入れておりませんが、課題として受け止めさせていただきます。

(堀江会長)

次の議題でご発言いただける内容にも関わってきますので、次の議題に移りたいと思います。では、議題(2)のかながわ障がい者計画について、本日は計画の骨子案について議論していきたいと思います。それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料2～4に基づいて説明。

(堀江会長)

今日審議しなければならないのは骨子案です。資料4にも書いてありますが、この前委員から計画作成においては、権利擁護が一番重要な項目ではないかとの意見がありました。それが、今回の骨子案の中では、権利擁護が1番の(2)に出てきているように少し工夫をしながら原案を作ってください。何か意見はありますか。

(須貝委員)

精神障がい者の欠格条項について、例えば運転免許証が取りづらいとか理容師の刃物はいけないとかあるのですが、こういったものは医者意見なのか。時代とともにある程度変化していったもので、すぐに見直しするというような文章はありますか。

(堀江会長)

あるかどうかというより、この計画の中のどこかに盛り込まれるのかということだと思います。大柱3(1)エに資格取得における配慮等とありますが、ここでこの内容が盛り込まれるのかどうか。

(事務局)

国の障害者基本計画の中で、一部そのような記載がございますので、今から申し上げます。資料3の左側㊸国家資格に関する配慮等という項目があります。その中身を見てみますと、各種国家資格等の取得に際して障がい者に不利が生じないよう支援の実施にあたって障がい特性に応じた役務の提供を行うとともに、その後ですけれども、いわゆる欠格条項について各制度の趣旨を踏まえ、技術の進展、社会情勢の変化等の必要に応じた不断の見直しを行う、というように国の計画では位置付けがされております。これを踏まえて県の計画としてどういう項目、内容にしていくかというのは今後の議論になるかと思いますが、国家資格についてはまずは国の方で検討していくことになるかと思いますが、こういった問題を県の方から発信していったらどんどん検討を進めていければと考えております。

(堀江会長)

よろしいでしょうか。制度そのものは国の審議になるのですが、このために生活困難が起きているというような実態は県の方で実態を把握すべきかと思いますが。

(小山委員)

精神科病院といえはたくさん病院があるのですが、てんかんという視点でみると中々なくて、今、横須賀にはてんかんを専門に診てくれる病院が4カ所くらいなのです。改定計画の情報アクセシビリティの向上のところにAという病院ではてんかんを診てくれるというような病院の情報を載せてほしいと思います。あと、雇用のところでいうと、パソコンを無料で習えるような所が地域にあったら良いなと思います。また、ガイドヘルパーの育成があったら良いと思っています。民生委員に障がいへの理解が必要だと思います。

(堀江会長)

てんかんを診ることができる病院が少ないというご指摘でこれについては2つ内容があります。病院自体が少ないかもしれないので、きちんとした医療的なケアを整理するという点とそれから分かりやすい情報の提供がなされているかどうか、これがどこの骨子に入るのか、きちんと骨子に書かれているのか教えてください。それと、雇用に関しても多様な職種を選択できるようなサービスを検討するというのがこの骨子のどこに入ってくるのか教えてください。それから民生委員の理解啓発ということについては、この骨子のどこに位置付けられているのか。どれも含まれているものかと思しますので、その確認をさせていただきます。

(事務局)

同じく資料3を用いて申し上げます。てんかんに対応できる病院が少ないということですが、実際に記述はしておりませんが、項目としては大きな2(2)㉓保健・医療の充実等という項目がありますので、そこに入ってくると思います。そしてその情報自体が分からないというところは、大きな3(1)イ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実の中で㉖情報提供の充実等という項目がございますので、こちらに入ってくる内容かと思えます。

(小山委員)

それは、どこがやってくれるのでしょうか。役所なのでしょうか。

(事務局)

それは役所がやるべきところもあるでしょうし、あるいは病院・団体がやっていくところもあるでしょうし、我々としてはそういう部分も含めてやっていければよいと思っています。雇用につきましては、大きな3(2)雇用・就業、経済的自立の支援というところがございますので、そういったところに記載してくのだと思います。それからガイドヘルパーの育成という部分につきましては、一番上の1(1)㉑障害福祉を支える人材の育成・確保というところがありますので、ここに入ってくるものなのかと思えます。それから民生委員に対する理解という部分については4(1)憲章の普及啓発及び心のバリアフリーの推進の上から2つ目、障がい者理解の促進というのがありますので、ここに入ってくる内容ではないかと思えます。

(鈴木委員)

今の情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実という部分での質問になりますが、まずこの改定計画の中で聴覚障がいと盲ろう者に対する情報提供についてはきちんと障がいの名前が書かれているのですが、視覚障がいの情報提供については書かれていないので、これは盲ろうと一緒にしているのでしょうか。それと計画の中で点訳とか音訳という言葉が一度も出てこないのですが、その辺はどのように反映されるのかなと思います。それ

から、情報提供のところで字幕放送と手話と書いてあったと思うのですが、なぜ音声解説という言葉が入ってこないのかなど、情報アクセシビリティの部分ではこの言葉が必要かなと思います。それと、ここで手話通訳者の養成等は人材養成の中で書かれてくると思うのですが、今申し上げたガイドヘルパー、特に視覚障がい 부분은以前からお話しているように県としてやっていただきたいというお話をしているのですが、前の回答ではいわゆる確保していますということなので、神奈川県としてどうなのでしょう。

(事務局)

盲ろうだけでなく、視覚障がいの位置付けについてなのですが、国の基本計画の中には当然視覚障がいということも記載されております。点訳ですとか音声訳ですとか手話通訳者の養成といったことも国の基本計画には書いてあります。それを受けて県の計画の中に対応する項目を設けておりますので、このあと議論をいただきながらそういったところは位置付けていくことが望ましいというふうに考えております。

(堀江会長)

今日、議論したいのは骨子案の中に必要事項の漏れがないかどうかということが一番なのです。今、鈴木委員からご発言いただいたような、あるいは小山委員からご発言があったような知的障がいの人に分かりやすい情報提供がなされていないのではないかと、それから視覚障がいの方達への情報提供が不十分なのではないかと、それは次の内容を考える部分で議論していけば良いと思うのです。今は、そういった所が盛り込まれるような元の骨子があるのかを確認していただければいいので、そういった意味では今、事務局が言っていたように情報提供の充実というところにそれらは入ってくるのでそれで大丈夫なのではないかと思えます。よろしいでしょうか。

(事務局)

今、会長がおっしゃっていただいたように私どものほうでもそのように受け止めさせていただいて、この後具体の項目を書き込みしていくところでご意見として承りたいと思っております。

(堀江会長)

是非今のようなご意見をたくさんいただいて、漏れがないかどうか、我々が意図する骨子が入っているのかどうかを確認していただきたいと思えます。

(河原委員)

いくつかありますが、1つ目は、憲章の普及啓発と心のバリアフリーの推進について、県としては憲章の普及だけではなくて手話言語条例の普及も含めてやっていただきたいと思えます。憲章や心のバリアフリーについては障がい者計画の中で一番大切な重要な部分と考えておりますので、それが項目として一番最後にあるのは違和感を感じます。そのため、ともに生きる社会を支える人づくりの上に入れた方がよいのではないかと思います。続きまして、最近災害がたくさん起きております。その時に障がい者の命や安全を守るにはどうしたらよいか、大きな課題であると思えます。やはりこの点は骨子案にきちんと記載したほうがよいのではないかと思います。あと最後ですが、前から繰り返しお話しておりますが、障害の「害」という字が平仮名になっておりますね。以前は漢字表記だったものが今は平仮名になっているということで、障がい福祉計画も平仮名に変えております。なぜ平仮名に変えるのか、個人的には違和感を感じるのです。それについて、県としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。聞きたいと思えます。



(事務局)

まず1点目の手話言語条例に基づく取組みですけれども、現行の障がい者計画の中でもこういったものは事業として含んでいると考えております。具体的に新しい計画で言いますと、4(1)2つ目の○の障がい者理解の促進の中で捉えているものだと考えております。それから障がい者理解の促進が下の方であって違和感があるからもっと上の方に持ってきてほしいという点でございますが、私どもとしては検討案としてともに生きる社会かながわ憲章の構成に沿って作ってみましたので、結果的に障がい者理解の促進は4の(1)のところ収まるのがよいのではないかとということで作りました。しかし、これをもっと上の方に持ってきた方がよいということなので、この辺は各委員の方からも意見をいただきながら引き続き考えていきたいと思っております。次に2点目ですが、災害時に障がい者の命を守るところですけども、これは資料3の右側で申し上げますと、3(1)ウ 暮らしの安全と安心の中で⑨防災対策の推進というところがございまして、そこに入ってくるのではないかとと思っております。それから最後の3点目、障害の「害」の字を平仮名に変えたというところでございますが、障害の「害」の字につきましては、国でも平成22年に検討会を設けて様々な検討が行われたと認識しております。国の検討でも様々な意見があつて、例えば様々な害の字、「碍」を使ったり、あるいは平仮名で表記するというような意見があつたようです。いずれにしてもそれぞれメリット・デメリット、一長一短あり、それから当事者団体のご意見も1つにまとまらない、意見が分かれているというようなことがありますので、国としては結論が出ず、当面の間漢字の「害」の字を使おうということで今日に至っていると承知しております。神奈川県の場合、漢字の「害」という字は漢字の印象として不快に思われる方もいらっしゃるだろうということで平仮名表記をしているところがございます。県の総合計画、ランドデザインにおいても平仮名の「がい」を使っているところです。

(堀江会長)

この障害の「害」という字は、ここの審議会でも検討可能な対象なのかどうなのか教えていただけますでしょうか。

(事務局)

今、我々行政側として国の法律の条文をそのまま引用する時には、漢字の「害」が使われますので、それを平仮名に変えるということはしておりませんが、それ以外の一般名詞として使うときには極力平仮名でいこうというスタンスでおります。

(河原委員)

「害」という漢字が差し障りがあるというのなら「障」という漢字も差し障りがあるので、片方だけを平仮名にするというのは変な話だと思います。とにかく私としては、今まで通り漢字で表記していただきたいと思っております。2日前ですが、朝日新聞の中で障がい者の意見として漢字のままでもいいという意見が載っておりました。この辺り、皆様のご意見を伺いたいと思っております。続きまして手話言語条例の話ですが、憲章と条例を比べますと条例の方がきちんと正式に決まっているものだと思います。是非、条例という言葉を入れていただきたいと思っております。もう一つ、神奈川県でも障害者差別禁止条例を作るべきだと考えております。この辺りもこの骨子案の中に入れていただければよいと思っております。以上です。

(徳田委員)

まず、障害の表記についてですが、私の方では普段漢字の「害」という字を使っておりますが、その考え方として、権利条約とか社会モデルとか今の障がい福祉の考え方と同じで、

社会の側の障壁が障がいの本質であると考えていて、障害の「害」という字を平仮名にするとその本質をごまかしてしまうということがありますので、私の方としては障害の「害」の字は漢字を使っております。それから差別禁止条例を県でも作った方がよいのではという意見は私としても非常に賛成ですので、それも併せてご検討いただければと思います。あと、計画の骨子案について質問なのですが、まず行政等における配慮の充実という中の①の刑事事件手続き等における配慮等というところは、資料4の右の欄を見ると空欄になっているのですが、具体的にどんなことが盛り込まれるのでしょうか。おそらく県で、再犯防止推進計画なども検討されているかと思うのですが、その中でおそらく罪に問われた障がいのある方の支援のための司法と福祉の連携なども検討事項にあがっているかと思っています。これは、生きづらさを抱えた障がいがある方の更生支援が目的とされるものであって、再犯防止は結果にすぎないということで、意見を申し上げようと思っているのですが、いずれにしてもそういう方の司法と福祉の連携、特に、障がいのある方の環境調整から福祉につなげて更生支援をしていくということで、非常に福祉の行政と関わってくると思います。現実、弁護士会と社会福祉士会が連携して検察庁の経験をもらってそういった支援がシステム化されているところなのですが、やはり、ここに行政が入らないと、こういった受け皿づくりというのは進まない、現場の実践する者からするところだと思います。ぜひともこれを盛り込めるような項目を入れてもらいたいと思います。それからもう一つ、成年後見制度の利用促進について今、議論が進んでいると思うのですが、これは骨子案の中のどこに位置付けられてくるのか、それとも位置付けられていないのか、その辺りを教えていただければと思います。特に利用促進法では、保佐、補助が利用実績がないということで、そこを進めていく必要があるのですが、今の後見制度というのは、包括的かつ表面的な感じの制度設計になっていて利用しづらいところがあります。保佐、補助の利用を促進させるべきではないかという内容が盛り込まれているのですが、これは中軽度の障がいのある方が、親などがいなくなった時に、本人の権利擁護の観点や地域生活という観点からも出てきた項目なので、そういったことも議論されるような項目が別にあるのか、それともそもそも障がい者計画というものとは関係のないものなのかどうか、そういったところの確認をさせていただきたいと思います。

#### (六反委員)

資料3の方で質問します。2(2)の中で在宅サービス等の充実という項目が入っておりますけれども、これからおそらく細かい作業に入っていくと思うのですが、その中で是非ご検討いただきたいこととして、ご家族の高齢化あるいは親亡き後の在宅の方達の生活というところの議論が必要かと思っています。今は施設から地域への移行が進められていると思うのですが、在宅の方達のそういったご家族の高齢化や親がお亡くなりになられた後というところの支援をしっかりと入れていただきたいなと思います。あともう1点、3(2)㊸福祉的就労の底上げとありますけれども、昨今、工賃のいわゆる出来高というところが評価対象になると方向転換されております。それは別に否定的ではなくてウチの利用者の方も頑張っている、そういった方たちの中でも福祉的就労と言われておりますけれども、例えば仕事の成果を出さなくても月2,000円工賃をもらいましたという方が仕事のやり方を覚えて月2,000円稼ぐようになりましたと、そういうような方たちは評価の対象には全くならないのが現状の制度になっておりますので、これを評価しろということではなく、そういった働き方もあるでしょうということを一歩考え方の中で入れて、多様な働き方ということで支援するというのも必要なのではないかと考えております。これは障がい者の理解という部分にも若干繋がってくるのではないかと考えておりますが、できる方は頑張る、その方にあった働き方というものがあるのもいいのではないかなと思います。とはいえ制度がそういった形で動いて見直された以上、事業所もそれによって収入が変わるようになりまして、そういった方達が制度のはざまではなく、事業所の都合で敬遠されるということが危惧され始めてお

ります。こういった中で法律のしぼりが今なく、わりとのびのびとできる程度というのは、今の制度だと地域活動支援センターという形なのかなと思っております。地域活動支援センターは就労だけでなくコミュニティの場であったりもするのですが、また役割が1つかかってくるのではないかと思います。あと最後は先ほどから出ておりますけど、障がい者理解の促進というところで、これは私も作業の場で色々と言っておりますけども、民間では理解というとまだまだ日々の活動の中では厳しいのかなと思っております。法律は色々、差別解消法だったり整備されつつありますが、日常の中でというのはどうなのだろうというのが率直な印象です。しっかり計画の中で取り組んでいくステップになればいいのかなと思っております。

(小川委員)

時間が無いので意見として聞いていただければと思います。まず、資料4の3(1)ウ暮らしの安全と安心の中の①の防災対策の推進というところで、ここに3点記載されておりますが、県域のレベルで障がい児者の災害時ケアの調整支援体制の整備というような項目を例えば入れてほしいと思うのです。神奈川県では、災害時の医療連携体制というのがきちんとできあがっていますし、それから災害時看護のガイドラインなども出ているのですが、障がい者福祉に関して県域で全体のシステムとして捉えるということがなされていないように思います。市町村による様々な特性を持って災害時に対応するというのは当然のことなのですが、やはり県の地域支援事業の中で専門性の高い相談支援事業とか、それから県の自立支援協議会等などをやっているわけですから、そういった方々に対する県域でのいかにきめ細やかなフォローをするかという体制整備を1つ作っておいて、弱い所の市町村にはそこにテコ入れするとか市町村間の協力というモデルを示すなど働きかけてほしい。一言で言うと県域の障がい者、特に重度のあるいはケアが滞る方々への支援体制は県域で整備してほしいと思っております。

(戸井田委員)

先ほど出た話ですが、障害者の「害」という字が平仮名になっているのですが、この類の議論は非常に私たちにとって嫌なんですね。身体障害者手帳もこの「害」という字を使っていて、この字を使っていると自分もすごい障がいに親しみが持てるのですが、平仮名で障「がい」者という、ちょっと私達この年代になると違和感を感じるのです。平仮名を使うのであれば全部、例えば手帳の「害」の字も平仮名にするとかそういうことになってくると思うのですが、私は長い間「害」の字を使ってきましたので、できれば「害」という漢字を大事に使っていきたいと思います。皆様はいかがお考えでしょうか。

(堤委員)

私達、全国精神障害者家族会連合会では、漢字の「害」を使っていたのですが、精神には偏見・差別というのがものすごくあるものですから現在は平仮名の「がい」を使っております。まだ県によっては漢字の所もありますが、漢字の「害」は害虫の「害」で差別用語とも取れます。そういう意味で精神障がい者家族会の県連である「じんかれん」でも平仮名の「がい」を使っております。それからもう1つ、資料4の一番下4 憲章の実現に向けた県民総ぐるみの取組みの②障がい者理解の促進というところですが、地域協議会で色々なご意見が出た中で精神疾患に対する普及啓発については多くの市から意見を出しておりますが、精神障がい者への差別・偏見は中々無くならないのではないかと思います。しかし、これを減らしていくためには、障がいに関する学校教育を義務教育段階から実施していくことが一番だと思います。私たちもこれについては全国組織で国へ要望を上げております。そうしたところ、2020年から精神障がい者に対する理解を深め、差別・偏見を取り除くための教育

を高校教育の段階から開始するというような回答をいただいております。神奈川県でも様々な取組みをされていますが、精神障がい者に対する理解と偏見・差別を無くすために義務教育段階からの取組みを実施していただきたいと思っております。

(堀越委員)

かながわ障がい者計画の骨子案の項目の柱立てのところでは少し考えていただきたいところが2項目ありました。1項目は先ほど話が出ました防災対策の部分で、もう1つは日本語を母国語としない方達で障がいをお持ちの方というのが増えてきておりますので、そこに関する部分になります。障がいを持っている息子さんのお母さんであったり、精神障がいを持っている方だったり。そうしますと先ほど国の4次計画の中で国際社会での協力・連携というのが出てきまして、これは国レベルの話なので違うのかなとも思うのですが、その一方で意思疎通支援とかに絡むかなと思うので、日本語を母国語としない障がいをお持ちの方達にも支援するというような内容をどこかに入れていただけないかなと思っております。

(堀江会長)

細かいところについては、また次回の内容を検討するところでお答えいただければと思います。時間があまり無いので、今の審議の中で出たところを抽出していきたいと思っております。まず、障害の「害」の字がどういう表現をしたらよいのかという所なのですが、ここの審議会でも平仮名がいい、漢字がいいという意見がこれだけあるということは県民の皆様も同じ思いをする訳です。この部分に対する明確な説明ができるかどうか、あるいは説明をきちんとするという責務があるということが1つ明らかになりました。どちらにした方がよいか、あるいはもし平仮名に変えるのであれば変えるなりの説明をきちんとしなければいけない、ということです。それが1つです。

それから1番の2番目のところで権利擁護の推進のところでは、成年後見がここに入ってくるのか、骨子案の中に入れていくのか内容で扱うのか、これも検討してください。それから、刑事事件の手続き等における配慮というところですけども、国としては司法手続き等となっているところを刑事手続き等と狭くなってしまっていますが、そのままでいいのではないかと思いますので、そこについても検討していければと思います。それと4(1)のところでは憲章の普及啓発というところがございますけども、条例についても取り扱いを検討してほしいという意見がありましたので、それがどういう形になるかはまた次の時に審議できればと思います。それでは順番にご説明いただければと思います。

(事務局)

障害の「害」の字につきましては、様々なご意見をいただきました。徳田委員からもご指摘あったように社会モデルだとかということも意識した上で、堤委員がおっしゃった漢字の「害」という字の不快感というところを重く見まして、神奈川県では法令などに係らない時には平仮名を使っているところでもあります。昨年度改定しました障がい福祉計画でも平仮名に変えさせていただいたところでしたので、今回改定する障がい者計画でも平仮名でいきたいというふうに考えております。そして会長にまとめていただきました最後の憲章・条例の関係で障害者差別禁止条例の件でございますが、これは県議会でもご質問いただいたことでもありますけども、私どもの今のスタンスとしましては、ともに生きる社会かながわ憲章が制定されてから2年ということで、今その憲章に基づいた理念の普及や具体的な取組みを進めております。それで障がい者差別を解消していく上で条例の制定ということも1つの選択肢だと認識はしておりますが、効果等も見定めて、また様々なご意見をいただきながら検討してまいりますと県議会でも答弁しておりますので、まずは憲章の普及を進めていくことをやっていきたいと思っております。

(在原委員)

計画の大きな柱をともに生きる社会かながわ憲章に沿って立てているというところで、メッセージ性があるそれはいいことだと思っていたのですが、やはりちょっと抽象的で、中柱とか中身がどういうものかによって変わってくるというところがあると思います。中々配置が難しい部分があるのかもしれませんが。特に抽象的だと思う部分は、一番初めのいのちを大切にすゝる取組みというところすゝ。一番最初で最も注目される部分なのかと思うのですが、最初の(1)で、ともに生きる社会を支える人づくりということで、こゝの部分、若干違和感があります。ともに生きる社会を支える人づくりとあると、率直に言うゝ、インクルーシブ教育をこゝに入れたらどうかと思ったのですね。保健福祉とか医療の人材をつくるというだけだとちょっと弱いかゝなと思ったのです。そうなると社会を担う人づくりと言っても良いのかゝなと思うのですけれど、インクルーシブ教育をこゝに入れた方が計画に厚みが出るし、いのちを大切にすゝるといゝうそもその部分でその方が良いのかゝなと思いました。

(堀江会長)

その辺りは私どもも思ったところだと思ゝいます。いのちを大切にすゝるといゝいながら人づくりというのはちょっとどうかゝなとも思ゝいますので。どうでしょうゝか。

(事務局)

インクルーシブ教育は私どもの方でも重要なことであるゝと認識してゝいて現在、教育局の方で取組んでゝいるところでごゝざいますゝが、資料3で申し上げますと㉞インクルーシブ教育システムの推進というところごゝざいます。こゝでの取組みといゝうことにしてゝおりましたが、昨年策定した障がい福祉計画でも重複するよゝうな所は再度掲載して再掲というよゝうな形でやゝってゝおりましたし、現行の障がい者計画でも同様にやゝってゝおりますので、その辺は工夫をして対応してゝいきたいなと思ゝいます。

(堀江会長)

インクルーシブを入れるかどうゝかといゝうことは、2つ目のテーマであゝって、それより一番最初のいのちを大切にすゝる取組みの中に人材育成が先に来てゝいるというよゝうな所で少し違和感があるといゝう部分が大きいと思ゝいます。むしろ、その下の(2)の方が上に来て、それを支える人材養成を進めていくといゝう形にしてゝいった方がいゝいのではないかといゝう意見だと思ゝいます。具体的には1(1)㉔、㉕が人材確保になゝっているので、これはもう少しあとに出てきてゝもいいのではないか、といゝうことです。

(事務局)

はい、承知しました。

(猿渡委員)

インクルーシブ教育といゝうところを考えると、まず出生後診断からあゝって、障がいがかゝった時点で、早期療育につながるのでいゝいと思ゝうのですが、学校の先生方は、当事者が地域の中に住んでゝいて、家族が支援してゝいることを知らないといゝうことがあゝります。小さいときから地域の中で共に生きる、その中で、何が必要かゝと子ども同士で分かることも多いと思ゝうのです。地域に当事者がゝいるし、本人活動なども神奈川県は盛んです。支援の仕方が昔と違ゝってきたりとかもあるので、人材といゝうことで考えると、小さい頃からどのよゝうにすれば療育支援が必要なお子さんも入れるよゝうな活動を作ゝってゝいけるのか、どういゝうふうにかゝ共に生きていくのかといゝう部分を医師会や学校関係者も含め、相互学習だけでなくて、現場の中で知ゝってもらいたい。そこから何ができるのか、障がいを持ってゝいるから私ゝたちは支援が必要だ

けれど、支援をしてもらっているだけじゃなくて、私たちは、介助者の人たちを育てているということもあるし、お互いに意見を出せばたくさんあると思うので、地域にいる当事者や支援者、家族、作業所や地活、県も含めて把握してもらいたい。例えば、脳性まひがわからない、知的障がいのはわからないという医師や、医療従事者の方たちに、障がいの理解というところ、地域に住んでいるということ、そして生の声を伝える機会を県の方でも作ってもらいたい。また、審議会をどういうふうに進めていっているのかということも1年に1回でも2回でもいいので、伝える機会を作ってもらえばもっと県民の方に知ってもらえるのかなと思います。

(堀江会長)

貴重なご意見ありがとうございました。また内容はあと何回か議論する機会がございますので、そこでご発言いただければありがたいと思います。では様々な意見がありましたが、これを踏まえて事務局の方で骨子案を形にさせていただくとともに、また素案づくりに向けて進めていってほしいと思います。

(堀越委員)

どうしても一言申し上げたいことがありまして、今日、私が最もショッキングだったことは県の障がい者雇用の数値に組み込まれていることが本人に知らされていなかったかもしれないということだったのです。それはやはり法律的にどうかは分かりませんが、倫理的には私は懸念します。本人の情報は本人に属するものだと思いますし、その人を尊重する、いわば障がいを持っている持っていないに関わらず人権を尊重する必要がありますので、ともに生きる社会かながわというのであれば、まずはそこからかなと思いましたので、この点は非常に重く受け止めていただきたいと思います。

(堀江会長)

この件は神奈川県が当事者になりましたので、雇用率等の数値だけではなくて内容に関する部分についてもしっかり調査していただきたいと思います。それから前回、津久井やまゆり園の再生に関する報告をしていただきました。昨年度からの進捗状況について、この審議会でも見守っていくという提案がされていたかと思います。これに関して、事務局で何か検討いただいていることはありますか。

(事務局)

津久井やまゆり園の関係につきましては、前回の審議会で、現在の進捗状況の概略を説明させていただきました。今後も引き続き機会をとらえてこの審議会で報告をしていきたいと考えています。また、具体的なところで専門的な見地からアドバイスをいただくことも必要だろうと考えています。こういった形でご意見を伺っていくかについては、会長と事務局で相談して調整したいと考えています。

(堀江会長)

この件に関しましては、事務局と会長で調整させていただきますのでご了承ください。他にご意見がなければこれで本日の審議は終了いたします。